

<ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定要件の考え方>

【対象サービス】 通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

①評価対象期間は、届出の日から12月後までの期間。

（例：令和3年10月から「ADL維持等加算の申出の有無」を「あり」にした場合、評価対象期間は、令和3年10月から令和4年9月まで。）

※令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間。

ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる。

- a. 令和2年4月から令和3年3月までの期間
- b. 令和2年1月から令和2年12月までの期間

②評価対象期間に評価対象利用期間が6月（連続する必要はない）を超える者（評価対象者）及び各利用者の「評価対象利用期間初月と当該月の翌月から起算して6月目」を特定。※評価対象利用期間初月の翌月から起算して6月目にサービス利用がない場合、当該サービスの利用があった最終の月の情報を提供すること。

③②で特定した利用者について、それぞれの評価対象利用期間で、算定要件に合致する利用者を特定。

（下記参照）なお、「40」等はADL値。「ー」は利用実績がある月。「背景色」は評価対象利用期間、「□」は、評価対象利用期間初月又は当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については利用があった最終の月）を表す。

- ア・・・ 評価対象利用期間が6月を超えており、評価対象利用期間初月と当該月の翌月から起算して6月目にADL値を測定しているため対象。
（イとオも同様。）
- ウ・・・ 評価対象利用期間が6月を超えているが、対象利用期間初月（R3.11月）にADL値を測定していないため、対象外。
※評価対象期間内で、初めて利用を開始した月が、評価対象利用期間初月となる。ウの場合において、初月をR3.12月とすることはできない。
- エ・・・ 評価対象利用期間が6月を超えているが、評価対象利用期間の末月（R4.2月）に、ADL値を測定していないため、対象外。
- カ・・・ 評価対象利用期間が6月を超えていないが、7月目にサービス利用がなく、サービス利用があった最終月の情報を測定しているため対象。
- キ・・・ 評価対象利用期間が6月を超えていないため、対象外。
- ク・・・ 評価対象利用期間が6月を超えており、評価対象利用期間初月と当該月の翌月から起算して6月目にADL値を測定しているため対象。

以上より、評価対象者は、ア・イ・オ・カ、ク。（ウ・エについては、そもそも加算算定要件を満たさないため、加算の取下げ書を提出すること。）

利用者	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	評価対象 利用期間	評価 対象者
ア	45	—	—	—	—	—	50						7か月	○
イ				25	—	—	—	—	—	5			7か月	○
ウ		—	30	—	—	—	—	20	30		—	25	10か月	○
エ	40	40	—	—	—			50	—	20			8か月	○
オ	55	—	—	50	—	50	45		—	50			9か月	○
カ		35	—	—	—	—	55						6か月	○
キ					50	—	—			45	—		5か月	×
ク	50		—	—	—		50	—			—	65	8か月	○
:							:							

④特定した評価対象者（③でいうとア・イ・オ・カ・ク）の集団について、以下の条件を満たした場合、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内（上記例でいうと、R4.10月からR5.9月まで）の期間に限り、ADL維持等加算を算定可能。

- i) 評価対象者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が、10人以上である。
- ii) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに、厚生労働省（LIFE）に当該測定を提出していること。
- iii) 評価対象利用期間初月と当該月の翌月から起算して6月目のADL値から初月のADL値を控除した値を用いて、以下の一定の基準に基づき算出した値（ADL利得）の平均値が、1以上の場合・・・ADL維持等加算（Ⅰ）30単位を算定。
2以上の場合・・・ADL維持等加算（Ⅱ）60単位を算定。

<一定の基準①>

1 2以外の者		通所系サービス	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護	(地域密着型) 介護老人福祉施設
		ADL値が0以上25以下	1	2
	ADL値が30以上50以下	1	2	3
	ADL値が55以上75以下	2	3	4
	ADL値が80以上100以下	3	4	5
2 評価対象利用期間初月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者。	ADL値が0以上25以下	0	1	2
	ADL値が30以上50以下	0	1	2
	ADL値が55以上75以下	1	2	3
	ADL値が80以上100以下	2	3	4

(計算式) ADL利得=初月の翌月から起算して6月目のADL値 - 初月のADL値 + 初月のADL値に応じた上記表に掲げる値 ÷ 評価対象者数
上記例(介護老人福祉施設の例で、全員、1に該当するとする)でいうと、

- ア) 初月 45 初月の翌月から起算して6月目 50 小計 $50 - 45 + 3 = 8$
 - イ) 初月 25 初月の翌月から起算して6月目 5 小計 $5 - 25 + 3 = -17$
 - オ) 初月 55 初月の翌月から起算して6月目 45 小計 $45 - 55 + 4 = -6$
 - カ) 初月 35 初月の翌月から起算して6月目 55 小計 $55 - 35 + 4 = 24$
 - ク) 初月 50 初月の翌月から起算して6月目 50 小計 $50 - 50 + 3 = 3$
- ADL利得 = $(8 - 17 - 6 + 24 + 3) \div 5 = 2.4$

<一定の基準②>

ADL利得の平均を計算するにあたって対象とする者は、ADL利得の多い順に上位100分の10に相当する利用者(1未満の端数が生じたときは切り捨て)及び下位100分の10に相当する利用者(1未満の端数が生じたときは切り捨て)を除く利用者とする。

(対象利用者が100人いた場合、上から10人、下から10人を除外し、20番目から90番目の対象利用者で計算。)

パターン1 対象利用者のうち、上位10%、下位10%を除いた数が、20人であった。該当する20人のADL利得を合計したところ、「25」になった。
よって、 $25 \div 20 = 1.25 \Rightarrow$ **ADL維持等加算(I)**を算定する。

パターン2 対象利用者のうち、上位10%、下位10%を除いた数が、20人であった。該当する20人のADL利得を合計したところ、「45」になった。

よって、 $45 \div 20 = 2.25 \Rightarrow$ ADL維持等加算(Ⅱ)を算定する。

パターン3 対象利用者のうち、上位10%、下位10%を除いた数が、20人であった。該当する20人のADL利得を合計したところ、「15」になった。
よって、 $15 \div 20 = 0.75 \Rightarrow$ ADL維持等加算は算定できない。

<留意事項>

- ・利用者等ごとに、評価対象利用期間初月及び当該月の翌月から起算して6月目の翌月10日までに、LIFEへ提出すること。
- ・情報を提出すべき月において、情報の提出を行っていない事実が生じた場合は、直ちに加算の取下げ書を提出すること。
- ・やむを得ない場合(下記Q&A参照)を除き、利用者等全員について、情報を提出すること。

<取扱い>

i) 評価対象期間は、原則、申出を「あり」と変更する月から12月間とする。

(例) 届出(申出あり)をR3.4月からしているが、評価対象期間はR3.6月からR4.5月とする。 \Rightarrow 不適切な取扱い。

令和3年												令和4年						
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7			
届出月		← 評価対象期間 →																

ii) 評価対象期間は、事業所毎に1つであり、当該事業所を利用する利用者ごとに設定することは認められない。

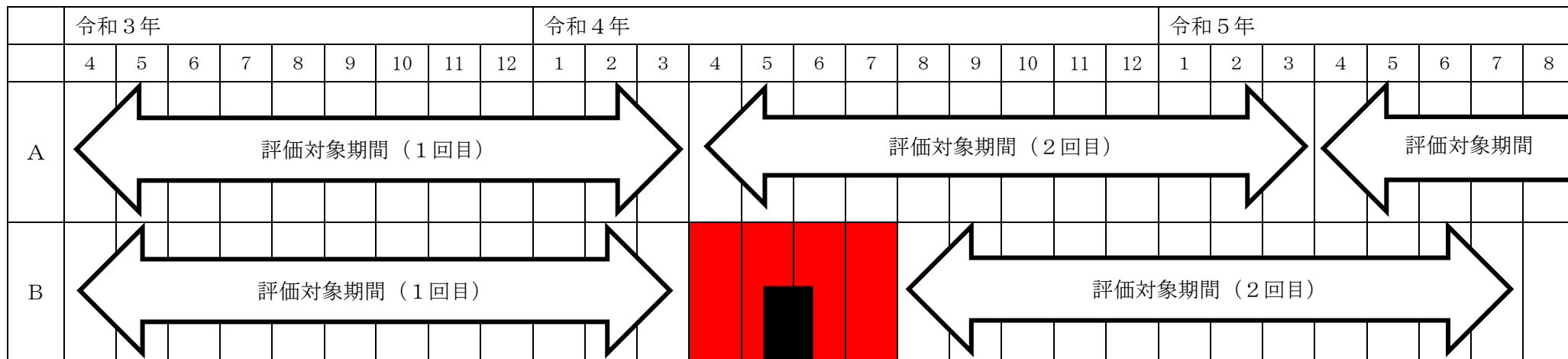
(例) A事業所において、利用者Xの評価対象期間を4月～翌3月とし、利用者Yの評価対象期間を9月～翌8月とする。 \Rightarrow 不適切な取扱い。

	令和3年												令和4年												令和5年											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8							
X	← 評価対象期間(1回目) →												← 評価対象期間(2回目) →																							
Y													← 評価対象期間(1回目) →												← 評価対象期間(2回目) →											

iii) 評価対象期間は、12月毎に更新されるものとし、その時々において、評価対象期間を変更することは認められない。

(例) 1回目の評価対象期間が終わった後、数か月後に2回目の評価対象期間を設定する。

A事業所・・・適切な取扱い。 B事業所・・・**不適切な取扱い。**



R 4. 4月から7月までを評価対象期間としないのであれば、
R 4. 4月時点で加算（申出）を取下げの旨の届出書を提出すること。

<ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）若しくはLIFEについてのQ&A>

介護保険最新情報V o 1. 952（令和3年3月26日） 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1. 3）問16

Q：要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。
A：やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出できなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。
また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。

ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問17

Q : L I F E に提出する情報に、利用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報が含まれるが、情報の提出に当たって、利用者の同意は必要か。

A : L I F E の利用者登録の際に、氏名や介護保健被保険者番号等の個人情報を入力いただくが、L I F E のシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問18

Q : 加算を算定しようと考えているが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定に係る同意が取れない場合には算定できないのか。

A : 加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者を含む原則すべての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者又は入所者について算定が可能である。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問19

Q : 科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算 (I) 若しくは (II)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算 (II)、リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ若しくは (B) ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法士若しくは作業療法士及び言語聴覚士に係る加算において、Barthel Index (B I) のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されている I C F ステージングから読み替えたものを提出してもよいか。

A : B I の提出については、通常、B I を評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、

- － B I に係る研修を受け、
- － B I への読み替え規則を理解し、
- － 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確な B I を別途評価する 等の対応を行い、提出することが必要である。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問34

Q : L I F E を用いた Barthel Index の提出は、合計値でよいのか。

A : 令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、L I F E を用いて提出する Barthel Index は合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問35

Q : 事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。

A : サービスの利用にあたり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問36

Q : これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定しようとする場合の届出は、どのように行うのか。

A : 令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。

令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。

なお、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F Eでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問37

Q : これまでは、初めてADL維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「ADL維持等加算[申出]の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。

A : 令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問38

Q : これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。

A : 各事業者がL I F Eを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問39

Q: これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。

A: 貴見のとおり。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問40

Q: 令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去分のADL値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。

A: 令和2年度のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けたものが測定するものとする。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問41

Q: 同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうなるのか。

A: 要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。

介護保険最新情報V o 1. 952 (令和3年3月26日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) 問42

Q: 指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」をどのように記載すればよいか。

A: ADL維持等加算(I)又は(II)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」を「2 あり」、「ADL維持等加算III」を「1 なし」とする。

介護保険最新情報V o 1. 966 (令和3年4月15日) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 6) 問5

Q: ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index (B I) を用いて行うとあるが、「一定の研修」とは何か。

A: 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるB Iの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のB Iに関するマニュアル及びB Iの測定についての動画等を用いて、B Iの測定方法を学習することなどが考えられる。

また、事業所は、B Iによる評価を行う諸君を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりB Iの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでB Iによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わなければならない。

<ADL維持等加算についてのQ&A（姫路市）>

問1 ADL値を測定する利用者はどのような利用者か。

(答) 令和3年度介護報酬改定Q&A V o 1. 3問16で示すような、やむを得ない事情がある場合を除き、すべての利用者について、ADL値を測定する必要がある。

問2 ADL値を測定できなかった利用者がいた場合、どうすればよいか。

(答) やむを得ない事情を除き、情報を提出すべき月において、情報の提出を行っていない事実が生じた場合は、直ちに加算（申出）の取下げ書を提出する必要がある。

(提出書類) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（居宅・施設サービスの場合：別紙2、地域密着型サービスの場合：別紙3-2）
体制等状況一覧表（別紙1）

問3 評価期間が始まっていることを知らなかったため、評価対象利用開始月にADL値の測定をしていなかった場合、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月にADL維持等加算の算定はできなくなるのか。

(答) 評価対象期間を失念していた場合、やむを得ない事情に該当せず、ADL維持等加算の算定はできないため、直ちに加算（申出）の取下げ書を提出する必要がある。

(提出書類) 問2の提出書類参照。

問4 利用者が多いため、ADL値の測定を2か月に分けて実施してもよいか。

(答) 不適切である。事業所毎に設定された評価対象期間内において、利用者が初めて当該事業所のサービスを利用した月が、評価対象利用開始月となる。よって、評価対象利用開始月にADL値が測定されていない利用者がいた場合は、情報を提出すべき月において、情報の提出を行っていない事実該当し、直ちに加算（申出）の取下げ書を提出する必要がある。

(提出書類) 問2の提出書類参照。

問5 評価対象期間は、事業所の裁量で変更することはできるか。

(答) 評価対象期間は、届出の日から12月後までの期間であり、事業所の裁量で変更することはできない。

評価対象期間を変更したい場合は、一旦、「ADL維持等加算[申出]の有無」の届出を「1 なし」に変更し、姫路市に提出した後、改めて、「ADL維持等加算[申出]の有無」の届出を「2 あり」に変更する旨を届け出ること。

問6 ADL維持等加算を算定することができる利用者は、評価対象者のみに限られるか。

(答) ADL維持等加算が算定できとなった場合、評価対象者以外の利用者を含むすべての利用者について、当該加算を算定することができる。

問7 一定の基準に基づき測定した結果、12月のADL利得の平均値が1以上にならなかった場合、加算（申出）の取下げ書を提出する必要があるか。

(答) LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月は、ADL維持等加算は算定できないが、今後も継続して、ADL維持等加算を算定するのであれば、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、改めて届出をする必要はない。

ただし、今後ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、届出を「1 なし」に変更し、姫路市に提出すること（介護保険最新情報V o 1. 952（令和3年3月26日） 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1. 3）問36参照）。

なお、継続してADL維持等加算を算定する意思を有していたとしても、一旦、評価することを休止し、一定の期間を置いた上で、再開する場合（上記取扱い（iii）の場合）については、休止する時点で、「ADL維持等加算[申出]の有無」の届出を「1 なし」に変更し、姫路市に提出し、再開する時点で、「ADL維持等加算[申出]の有無」の届出を「2 あり」に変更し、姫路市に提出すること。

問8 利用者の評価に係る要件として、「初回の要介護認定があった月から起算して12月以内」とあるが、更新申請や区分変更も該当するのか。

(答) 該当しない。初めて要介護認定を受けた月のみである。

<参考> バーセルインデックス (Barthel Index) の評価項目・配点・判定基準

項目	点数	判定基準	チェック
食事	10点	自立、手の届くところに食べ物を置けば、トイレあるいはテーブルから1人で接触可能、必要なら介助器具をつけることができ、適切な時間内食事が終わる	
	5点	食べ物を切る等、介助が必要	
	0点	全介助	
移乗	15点	自立、車椅子で安全にベッドに近づき、ブレーキをかけ、フットレストを上げてベッドに移り、臥位になる。再び起きて車椅子を適切な位置において、腰掛ける動作がすべて自立	
	10点	どの段階かで、部分介助あるいは監視が必要	
	5点	座ることはできるが、移動は全介助	
	0点	全介助	
整容	5点	自立（洗面、歯磨き、整髪、ひげそり）	
	0点	全介助	
トイレ動作	10点	自立、衣服の操作、後始末を含む。ポータブル便器を用いているときは、その洗浄までできる	
	5点	部分介助、体を支えたり、トイレットペーパーを用いることに介助	
	0点	全介助	
入浴	5点	自立（浴槽につかる、シャワーを使う）	
	0点	全介助	
移動	15点	自立、45m以上平地歩行可、補装具の使用はかまわないが、車椅子、歩行器は不可	
	10点	介助や監視が必要であれば、45m平地歩行可	
	5点	歩行不能の場合、車椅子をうまく操作し、少なくとも45mは移動できる	
	0点	全介助	
階段昇降	10点	自立、手すり、杖などの使用はかまわない	
	5点	介助又は監視を要する	
	0点	全介助	
着替え	10点	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	
	5点	部分介助を要するが、少なくとも半分以上の部分は自分でできる。適切な時間内にできる	

	0点	全介助	
排便コントロール	10点	失禁なし、浣腸、座薬の取り扱いも可能	
	5点	時に失禁あり、浣腸、座薬の取り扱いに介助を要する	
	0点	全介助	
排尿コントロール	10点	失禁なし	
	5点	時に失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する場合も含む	
	0点	全介助	